

確約手続の対象とならないケース

- ①入札談合、受注調整、価格カルテル、数量カルテル等
- ②違反被疑行為に係る条項の規定と同一の条項の規定に違反する行為について、事業者が事件調査の処分を受けた日から遡って10年以内に法的措置を受けたことがある場合（法的措置が確定している場合に限る）
- ③国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な違反被疑行為である場合（確約手続対応方針5）